

平成 30 年 6 月釜石市議会定例会 付議案件資料

議案第54号関係	釜石市市税条例新旧対照表	1
議案第55号関係	釜石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	24
議案第56号関係	釜石市特定教育・保育、特定地域型保育等の保育料を定める条例新旧対照表	25
議案第57号関係	釜石市漁港管理条例新旧対照表	26
議案第58号関係	釜石市道路占用料徴収条例新旧対照表	29
議案第58号関係	道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表	36
議案第60号関係	釜石市議会の議決すべき事項を定める条例新旧対照表	42
議案第61号関係	釜石市市税条例新旧対照表(第1条関係)	43
議案第61号関係	釜石市市税条例新旧対照表(第2条関係)	53
議案第61号関係	釜石市市税条例新旧対照表(第3条関係)	54
議案第61号関係	釜石市市税条例新旧対照表(第4条関係)	55
議案第61号関係	釜石市市税条例新旧対照表(第5条関係)	57
議案第61号関係	釜石市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表(第6条関係)	60
議案第62号関係	釜石市立集会所条例新旧対照表	63
議案第63号関係	釜石市都市公園条例新旧対照表	64
議案第64号関係	釜石市改良住宅管理条例新旧対照表	71
議案第64号関係	釜石市コミュニティ住宅管理条例新旧対照表	72
議案第64号関係	釜石市営住宅条例新旧対照表	74

釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)		
<p>(年当りの割合の基礎となる日数)</p> <p>第25条 第23条、第43条の2第2項、<u>第49条第3項</u>、第51条第2項、<u>第53条</u> _____、第53条の12第2項、第68条の2第2項、第95条第5項、第98条第2項、<u>第130条第2項及び</u> <u>第131条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定<u>によって</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 第28条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="161 1204 1025 1241"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 (略)</p>	(略)	<p>(年当りの割合の基礎となる日数)</p> <p>第25条 第23条、第43条の2第2項、<u>第49条第5項</u>、第51条第2項、<u>第53条第1項及び</u> <u>第4項</u>、第53条の12第2項、第68条の2第2項、第95条第5項、第98条第2項、<u>第130条第2項並びに</u> <u>第131条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定<u>により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 第28条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の</u>右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1204 1995 1241"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長が別に定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第28条第1項第1号の者_____のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第28条第1項第2号の者_____に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長が別に定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には_____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には_____、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には_____、第28条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には_____、第28条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第28条第1項第3号又は第4号の者 _____ に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第48条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第48条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には _____、新たに第28条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第48条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第48条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には _____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には _____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2

分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第48条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第48条の3中「前条第1項」とあるのは「第48条の5第1項」と

_____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第49条 (略)

(新設)

(新設)

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び

分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第48条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第48条の3中「前条第1項」とあるのは「第48条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第49条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。))が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人 _____ 又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び

令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 (略)

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等税割については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

(市民税の減免)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。_____

(1)～(7) (略)

2 第1項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した市民税減免申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等税割については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

(市民税の減免)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、第4号から第7号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、次に掲げる事項を記載した市民税減免申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又

は事業所の所在地及び法人番号) _____

(2)・(3) (略)

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(新設)

(新設)

は事業所の所在地及び法人番号) (法人番号を有しない者にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地)

(2)・(3) (略)

3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者 は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第53条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(新設)

(新設)

正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第53条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合におい

(固定資産税の減免)

第68条 (略)

2 (略)

3 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとするものは納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した固定資産税減免申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

4 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の課税免税)

第78条 次の各号に掲げる軽自動車に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しない軽自動車等

(軽自動車税の減免)

第85条の2 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付

て、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(固定資産税の減免)

第68条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により固定資産税の減免を受けようとするものは納期限の前日までに、次に掲げる事項を記載した固定資産税減免申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害に起因する損害については、市長が職権により減免することができる。

(1)～(5) (略)

4 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第78条 削除

(軽自動車税の減免)

第85条の2 (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付

し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第86条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第85条の2第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第86条 (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第85条の2第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第130条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(国民健康保険税の課税額)

第149条 (略)

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3・4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第165条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第149条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第130条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(国民健康保険税の課税額)

第149条 (略)

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。

3・4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第165条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第149条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第166条の2 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類_____を提示しなければならない。

(税額の減免)

第168条 (略)

2 前項の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第23条、第43条の2第2項、第49条第3項、第51条第2項、第53条の12第2項、第68条の2第2項、第95条第5項、第98条第2項、第130条第2

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第166条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり_____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(税額の減免)

第168条 (略)

2 前項の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第23条、第43条の2第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第68条の2第2項、第95条第5項、第98条第2項、第130条第2

項及び第131条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第53条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第53条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の

項及び第131条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の

提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 (略)

(新設)

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(新設)

(新設)

提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 (略)

(削る。)

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

4 (略)

5 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 (略)

9 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 (略)

11 (略)

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受

第10条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受

けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(新設)

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合)にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6

(6) (略)

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合)には_____、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6

項)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定

項)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定

める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの

める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第128条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第128条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例)

第35条 国民健康保険の被保険者が釜石市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例(平成26年釜石市条例第28号)第3条の規定の適用を受ける場合における第153条の規定の適用については、平成27年度から平成29年度までの各年度分に限り、第151条中「当該年度分の固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の額」とあるのは「釜石市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例(平成26年釜石市条例第28号)第3条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の額」とする。

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第128条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第128条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例)

第35条 国民健康保険の被保険者が釜石市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例(平成26年釜石市条例第28号)第3条の規定の適用を受ける場合における第153条の規定の適用については、平成27年度から平成32年度までの各年度分に限り、第151条中「当該年度分の固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の額」とあるのは「釜石市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例(平成26年釜石市条例第28号)第3条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の額」とする。

議案第55号関係

釜石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年釜石市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員)</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>4・5（略）</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9)（略）</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5（略）</p>

議案第56号関係

釜石市特定教育・保育、特定地域型保育等の保育料を定める条例(平成29年釜石市条例第23号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
階層	保護者の属する世帯の区分		保育料月額(円)		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給する世帯		0		
第2	第1階層を除	0円	3,000		
特第2	き、市町村民	第2の世帯でひとり親世帯等	0		
第3—1	税所得割課税	1円以上48,600円未満	8,000		
第3—2	額が右欄に該	48,600円以上77,101円未満	12,000		
特第3	当する世帯	第3—1及び第3—2の世帯でひとり親世帯等	3,000		
第4		77,101円以上211,201円未満	16,000		
第5		211,201円以上	20,000		
備考			備考		
1～9 略			1～9 略		

議案第57号関係

釜石市漁港管理条例(昭和44年釜石市条例第15号)新旧対照表

現行						改正後（案）								
(過料) 第15条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)～(5) (略) (6) 第13条又は第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者 別表第1(第12条関係)						(過料) 第15条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)～(5) (略) (6) 第13条又は前条第1項の規定による市長の命令に違反した者 別表第1(第12条関係)								
施設の種類	区分	工作物を設置する場合(電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		区分	工作物を設置する場合(電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合			
					外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上					外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上		
岸壁 物揚場 栈橋			1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の1,000分の0.3	1本ごとに1年につき 380円	1メートルまでごとに1年につき 82円	1メートルまでごとに1年につき 140円	岸壁 物揚場 栈橋			1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の1,000分の0.3	1本ごとに1年につき 360円	1メートルまでごとに1年につき 78円	1メートルまでごとに1年につき 140円	
船揚場 漁具干場			1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の100分の3				船揚場 漁具干場			1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の100分の3				140円
漁港施設用			1平方メートル				漁港施設用			1平方メートル				

地	までごとに1年 につき近傍類似 地の時価の100 分の5	までごとに1日 につき近傍類似 地の時価の1,00 0分の0.2			
荷さばき所	1平方メートル までごとに1年 につき近傍類似 地の時価の100 分の3				
野積場		1平方メートル までごとに1日 につき近傍類似 地の時価の1,00 0分の0.6			
道路					

備考 (略)

別表第3(第12条の2関係)

占用料

区分	工作物を設置する場合(電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	1平方メートルまでごとに1年		1本ごとに1年につき	1メートルまでごとに	1メートルまでごとに

地	までごとに1年 につき近傍類似 地の時価の100 分の5	までごとに1日 につき近傍類似 地の時価の1,00 0分の0.2			
荷さばき所	1平方メートル までごとに1年 につき近傍類似 地の時価の100 分の3				
野積場		1平方メートル までごとに1日 につき近傍類似 地の時価の1,00 0分の0.6			
道路					

備考 (略)

別表第3(第12条の2関係)

占用料

区分	工作物を設置する場合(電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	1平方メートルまでごとに1年		1本ごとに1年につき	1メートルまでごとに	1メートルまでごとに

	につき接続地 (その近傍地を 含む。)の時価 の平均価格の1 00分の3		<u>380円</u>	1年につき <u>82円</u>	1年につき 140円		につき接続地 (その近傍地を 含む。)の時価 の平均価格の1 00分の3		<u>360円</u>	1年につき <u>78円</u>	1年につき 140円
公 共 空 地	1平方メートル までごとに1年 につき近傍類 似地の時価の1 00分の4	1平方メートル までごとに1日 につき近傍類似 地の時価の1,00 0分の0.2				公 共 空 地	1平方メートル までごとに1年 につき近傍類 似地の時価の1 00分の4	1平方メートル までごとに1日 につき近傍類似 地の時価の1,00 0分の0.2			
備考 (略)						備考 (略)					

釜石市道路占用料徴収条例(昭和48年釜石市条例第6号)新旧対照表

現行				改正後(案)			
(占用料の額) 第2条(略) (1)・(2)(略) <u>(3) 面積及び長さ</u> に別表に定める単位に満たない端数があるときは、切り上げて計算する。 (4)(略) 別表(第2条関係) 道路占用料				(占用料の額) 第2条(略) (1)・(2)(略) <u>(3) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u> (4)(略) 別表(第2条関係) 道路占用料			
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	360円
	第2種電柱		590円		第2種電柱		560円
	第3種電柱		790円		第3種電柱		750円
	第1種電話柱		340円		第1種電話柱		320円
	第2種電話柱		540円		第2種電話柱		520円
	第3種電話柱		750円		第3種電話柱		710円
	その他の柱類		34円		その他の柱類		32円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円		地下に設ける電線その他の線類		2円

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	320円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル につき1年	200円		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル につき1年	190円
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	680円		変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	650円
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		290円		郵便差出箱及び信書便差出 箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	830円		広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	730円
	その他のもの	占有面積1平方メートル につき1年	680円		その他のもの	占有面積1平方メートル につき1年	650円
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートルにつき1年	14円	法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートルにつき1年	14円
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		20円		外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		31円		外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		29円
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		41円		外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		39円
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		61円		外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		58円
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		82円		外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		78円
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		140円		外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		140円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190円
	外径が1メートル以上のもの			410円		外径が1メートル以上のもの			390円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年			680円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年			650円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	410円		上空に設ける通路		370円			
	地下に設ける通路	250円			地下に設ける通路	220円			
	その他のもの	680円			その他のもの	650円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		8円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		7円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		83円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		73円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	73円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	830円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	730円
	標識	1本につき1年		540円		標識	1本につき1年		520円

第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円	第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円
		その他のもの	1本につき1月	83円			その他のもの	1本につき1月	73円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8円		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	83円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	73円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	830円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	730円		
		その他のもの	410円			その他のもの	370円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル	680円	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル	650円
政令第7条第3号に掲げる施設			につき1月	Aに0.028を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設			につき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				83円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	73円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				68円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				65円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額		政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	

	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.005を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.02を乗じて得た額		階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額		階数が2のもの	Aに0.01を乗じて得た額
				階数が3以上のもの	Aに0.034を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
				上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
				その他のもの	Aに0.034を乗じて
備考					
(1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同					

じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

(5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

(6) 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。ただし、当該占用の期間が年度をまたぐ場合の占用料の額は、各年度ごとに別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。

		得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034
		を乗じて
		得た額

備考

(1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

(5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

(6) 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。ただし、当該占用の期間が年度をまたぐ場合の占用料の額は、各年度ごとに別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に1

00分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。

議案第58号関係

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例(平成15年釜石市条例第4号)新旧対照表

現行				改正後(案)			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
	占用物件	単位	金額		占用物件	単位	金額
柱類	第1種電柱	1本につき1年	380円	柱類	第1種電柱	1本につき1年	360円
	第2種電柱		590円		第2種電柱		560円
	第3種電柱		790円		第3種電柱		750円
	第1種電話柱		340円		第1種電話柱		320円
	第2種電話柱		540円		第2種電話柱		520円
	第3種電話柱		750円		第3種電話柱		710円
	その他の柱類		34円		その他の柱類		32円
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年		3円	線類	共架電線その他上空に設けるもの
地下に設ける電線その他のもの			2円	地下に設ける電線その他のもの			2円
変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	330円	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	320円
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	200円		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	190円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	680円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	650円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		290円		郵便差出箱及び信書便差出箱		270円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	830円	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	730円

その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	680円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		31円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		82円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200円
	外径が1メートル以上のもの		410円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	680円
歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	680円
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額

その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	650円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		39円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		58円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		78円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190円
	外径が1メートル以上のもの		390円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	650円
歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	650円
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額

			土地の時価 に0.007を乗 じて得た額
		階数が3以上の もの	近傍類似の 土地の時価 に0.008を乗 じて得た額
	上空に設ける通路		410円
	地下に設ける通路		250円
	その他のもの		680円
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に	占用面積1平	8円
その他これら に類する施設	設けるもの	方メートルに つき1日	
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1月	83円
看板、標識、旗 ざお、パーキン グ・メーター、 幕及びアーチ	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年
	標識		1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月

			土地の時価 に0.008を乗 じて得た額
		階数が3以上の もの	近傍類似の 土地の時価 に0.01を乗 じて得た額
	上空に設ける通路		370円
	地下に設ける通路		220円
	その他のもの		650円
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に	占用面積1平	7円
その他これら に類する施設	設けるもの	方メートルに つき1日	
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1月	73円
看板、標識、旗 ざお、パーキン グ・メーター、 幕及びアーチ	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年
	標識		1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月

幕(工事用板 囲、足場、詰所 その他の工事 用施設である ものを除く。)	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1日 その面積1平 方メートルに つき1月	8円 83円
アーチ	車道を横断す るもの その他のもの	1基につき1月	830円 410円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	83円 68円
防火地域(都市計画法(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同 じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」 という。)を除去して、当該防火地域内にこれ に代わる建築物として耐火建築物(建築基準 法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規 定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築 する場合(既存建築物が防火地域と防火地域 でない地域にわたって存する場合において、 当該既存建築物を除去して、当該既存建築物 の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地 域内に、これに代わる建築物として耐火建築 物を建築するときを含む。)において、当該耐 火建築物の工事期間中当該既存建築物に替え て必要となる仮設店舗その他の仮設建築物 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市			

幕(工事用板 囲、足場、詰所 その他の工事 用施設である ものを除く。)	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1日 その面積1平 方メートルに つき1月	7円 73円
アーチ	車道を横断す るもの その他のもの	1基につき1月	730円 370円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	73円 65円
防火地域(都市計画法(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同 じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」 という。)を除去して、当該防火地域内にこれ に代わる建築物として耐火建築物(建築基準 法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規 定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築 する場合(既存建築物が防火地域と防火地域 でない地域にわたって存する場合において、 当該既存建築物を除去して、当該既存建築物 の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地 域内に、これに代わる建築物として耐火建築 物を建築するときを含む。)において、当該耐 火建築物の工事期間中当該既存建築物に替え て必要となる仮設店舗その他の仮設建築物 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市			

街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設		
--	--	--

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 表示面積、占用面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとして計算する。
- 6 長さが1メートルに満たないときは、1メートルとして計算する。
- 7 占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設		
--	--	--

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 6 占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満

8 この表により算定した占有許可1件についての占有料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

9 占有の期間が1月未満のものについての占有料の額は、別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。ただし、当該占有の期間が年度をまたぐ場合の占有料の額は、各年度ごとに別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。

の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

7 この表により算定した占有許可1件についての占有料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

8 占有の期間が1月未満のものについての占有料の額は、別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。ただし、当該占有の期間が年度をまたぐ場合の占有料の額は、各年度ごとに別表に定める金額から算出した1日当たりの金額に日数を乗じて得た金額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円。100円を超えるものにあつては、1円未満を切り捨てた額。)とする。

議案第60号関係

釜石市議会の議決すべき事項を定める条例(昭和31年釜石市条例第16号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(議決事項)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 釜石市民憲章_____の制定に関すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 釜石市民憲章及び釜石市防災市民憲章の制定に関すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正後(案)
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第28条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節_____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第28条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により__、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により__、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により__、第5号の者に対しては法人税割額により__課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第49条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合</p>

計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第35条の5 所得割の納税義務者 _____ については、その者の第35条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第35条の5 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第35条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第28条第1項第1号の者 _____ は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 _____

_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第29条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~8 (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第28条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により _____ 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により _____

_____控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第29条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~8 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第4節 市たばこ税

(新設)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第4節 市たばこ税

(製造たばこの区分)

(市たばこ税の納税義務者等)

第89条 (略)

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第90条 (略)

(新設)

第89条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第89条の2 (略)

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第90条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第90条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たば

(たばこ税の課税標準)

第91条 たばこ税の課税標準は、第89条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(略)	(略)

(新設)

こ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第91条 たばこ税の課税標準は、第89条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第95条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。_____

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(略)	(略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本

に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等
に係る製造たばこの品目ごとの1個当りの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第89条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ
の本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式た

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を
本数に換算する場合の

計算は、第89条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当りの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる
製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

(新設)

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当りの重量
に0.1グラム未満の端数がある
場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(たばこ税の税率)

第92条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第93条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売

ばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当りの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第92条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第93条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売

販売業者等とみなして第89条 の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第95条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第89条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第93条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告書に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第93条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 (その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第28条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課

販売業者等とみなして第89条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第95条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等 に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第93条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告書に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第93条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第28条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課

税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～20 (略)

(新設)

21 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る
市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～20 (略)

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

22 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る
市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

議案第61号関係

釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後(案)
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～20 (略)</p> <p>21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>22 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～20 (略)</p> <p>21 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>22 (略)</p>

議案第61号関係

釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正後(案)
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第92条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第92条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>

釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)新旧対照表(第4条関係)

現行	改正後(案)
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する</u> <u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法</u> <u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 (略)</p>

(たばこ税の税率)

第92条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

(たばこ税の税率)

第92条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)新旧対照表(第5条関係)

現行	改正後(案)
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第90条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第32条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムを</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第90条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第32条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____</p> <p>_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次__</u>に掲げる方法により換算した_____</p> <p>_____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(削る。)</p>

もって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) (略)

(3) (略)

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当りの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 (略)
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 _____ における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当りの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 (略)
- 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- (削る。)

議案第61号関係

釜石市市税条例の一部を改正する条例(平成27年釜石市条例第29号)新旧対照表(第6条関係)

現行	改正後(案)
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u> 第92条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 千本につき 4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第89条第1項</u> に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、<u>釜石市市税条例</u>第92条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 千本につき 4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>釜石市市税条例第89条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区</p>

域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 (略)

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>

域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 (略)

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

釜石市立集会所条例(昭和57年釜石市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 453 1095 596"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 453 472 501">名称</th> <th data-bbox="472 453 1095 501">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 501 472 549">(略)</td> <td data-bbox="472 501 1095 549">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 549 472 596">" 室浜集会所</td> <td data-bbox="472 549 1095 596">" 片岸町第10地割32番地69</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	" 室浜集会所	" 片岸町第10地割32番地69	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 453 2072 644"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 453 1442 501">名称</th> <th data-bbox="1442 453 2072 501">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 501 1442 549">(略)</td> <td data-bbox="1442 501 2072 549">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 549 1442 596">" 室浜集会所</td> <td data-bbox="1442 549 2072 596">" 片岸町第10地割32番地69</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 596 1442 644"><u>" 尾崎白浜集会所</u></td> <td data-bbox="1442 596 2072 644"><u>" 大字平田第7地割96番地2</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	" 室浜集会所	" 片岸町第10地割32番地69	<u>" 尾崎白浜集会所</u>	<u>" 大字平田第7地割96番地2</u>
名称	位置														
(略)	(略)														
" 室浜集会所	" 片岸町第10地割32番地69														
名称	位置														
(略)	(略)														
" 室浜集会所	" 片岸町第10地割32番地69														
<u>" 尾崎白浜集会所</u>	<u>" 大字平田第7地割96番地2</u>														

議案第63号関係

釜石市都市公園条例(昭和49年釜石市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 有料公園施設の管理(第11条の11—<u>第11条の27</u>)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>(園路及び広場)</p> <p>第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条から第2条の14までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> <p>(仮設の物件又は施設)</p> <p>第9条の2 <u>都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第10号</u>の条例で定める仮設の物件又は施設は、非常災害により被災した事業者の事業の用に供するため設けられるものを対象とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、別表第1から別表第3までに掲げる額の使用料_____を納付しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 有料公園施設の管理(第11条の11—<u>第11条の28</u>)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>(園路及び広場)</p> <p>第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条から第2条の14までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> <p>(仮設の物件又は施設)</p> <p>第9条の2 <u>都市公園法施行令第12条第2項第10号</u>の条例で定める仮設の物件又は施設は、非常災害により被災した事業者の事業の用に供するため設けられるものを対象とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、別表第1から別表第3までに掲げる額の使用料(<u>有料公園施設のうち釜石鵜住居復興スタジアムの使用料を除く。以下この条、次条及び第11条の3において同じ。</u>)を納付しなければならない。</p>

2～6 (略)

(指定管理者による管理)

第11条の12 有料公園施設の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(開場期間及び利用時間)

第11条の13 有料公園施設の開場期間及び利用時間は別表第5のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(休場日)

第11条の14 有料公園施設の休場日及び休館日は別表第6のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第11条の15 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第11条の16 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、その利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(利用許可の取消し等)

第11条の17 指定管理者は、有料公園施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1)～(6) (略)

2～6 (略)

(指定管理者による管理)

第11条の12 有料公園施設の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(開場期間及び利用時間)

第11条の13 有料公園施設の開場期間及び利用時間は別表第5のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(休場日)

第11条の14 有料公園施設の休場日及び休館日は別表第6のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第11条の15 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第11条の16 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、その利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(利用許可の取消し等)

第11条の17 市長は、有料公園施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1)～(6) (略)

2 市及び指定管理者は、前項の利用の許可の取消し又は停止により利用者が受けた損害に対し、その責めを負わない。

(利用料金)

第11条の18 有料公園施設の利用料金は、別表第7に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、前項に定める利用料金を利用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、別表第7に掲げる額の2倍に相当する額とする。

(利用料金の減免)

第11条の20 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(1)～(3) (略)

(利用料金の不還付)

第11条の21 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第11条の27 (略)

(新設)

2 市長_____は、前項の利用の許可の取消し又は停止により利用者が受けた損害に対し、その責めを負わない。

(有料公園施設の使用料)

第11条の18 有料公園施設の使用料は、別表第8に掲げる額とする_____。

2 利用者は、前項に定める使用料を利用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長_____が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(削る。)

(有料公園施設の使用料の減免)

第11条の20 市長_____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1)～(3) (略)

(有料公園施設の使用料の不還付)

第11条の21 既納の使用料は還付しない。ただし、市長_____が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第11条の27 (略)

(指定管理者についての準用)

第11条の28 第11条の13から第11条の18、第11条の20及び第11条の21の規定は、第11条の12の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合について、準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条の13から第11条の16、第11条の17第1項(各号列記以外の部分に限る。)、第11条の18、第11条の20(各号列記以外の部分に限る。)及び第11条の21	市長	指定管理者
第11条の17第2項	市長	市長及び指定管理者
第11条の18、第11条の20及び第11条の21	使用料	利用料金
第11条の18	別表第8	別表第7
	額とする	額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、同表に掲げる額の2倍に相当する額とする

別表第4(第11条の11関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設名	施設の所在地
(略)	(略)	(略)
平田公園	野球場	釜石市大字平田第5地割85番2
	クラブハウス	釜石市大字平田第5地割92番8

別表第4(第11条の11関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設名	施設の所在地
(略)	(略)	(略)
平田公園	野球場	釜石市大字平田第5地割85番2
	クラブハウス	釜石市大字平田第5地割92番8

別表第5(第11条の13関係)

有料公園施設の開場期間及び利用時間

都市公園名	有料公園施設名	開場期間	利用時間
(略)	(略)	(略)	(略)
平田公園	野球場	4月1日から11月30日まで	8時から21時まで
	クラブハウス	年間	9時から21時まで

別表第6(第11条の14関係)

有料公園施設の休場日及び休館日

都市公園名	有料公園施設名	休場日及び休館日
大平公園	釜石市営プール	(1) 毎週月曜日(ただし、7月21日から8月20日までの期間は除く。) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(子供の日、体育の日及び前号に掲げる日を除く。) (3) 子供の日及び体育の日の翌日(前2号に掲げる日を除く。)

鶴住居運動公園	釜石鶴住居復興スタジアム	釜石市鶴住居町第18地割5番1
---------	--------------	-----------------

別表第5(第11条の13関係)

有料公園施設の開場期間及び利用時間

都市公園名	有料公園施設名	開場期間	利用時間
(略)	(略)	(略)	(略)
平田公園	野球場	4月1日から11月30日まで	8時から21時まで
	クラブハウス	年間	9時から21時まで
鶴住居運動公園	釜石鶴住居復興スタジアム	年間	平日 9時から21時まで 土・日・祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。) 8時から21時まで

別表第6(第11条の14関係)

有料公園施設の休場日及び休館日

都市公園名	有料公園施設名	休場日及び休館日
大平公園	釜石市営プール	(1) 毎週月曜日(ただし、7月21日から8月20日までの期間は除く。) (2) 祝日(子供の日、体育の日及び前号に掲げる日を除く。) (3) 子供の日及び体育の日の翌日(前2号に掲げる日を除く。) (4) 12月29日から翌年1月3日まで

		(4) 12月29日から翌年1月3日まで
平田公園	野球場	なし
	クラブハウス	12月29日から翌年1月3日まで

(新設)

平田公園	野球場	なし
	クラブハウス	12月29日から翌年1月3日まで
鶴住居運動公園	釜石鶴住居復興スタジアム	12月29日から翌年1月3日まで

別表第8(第11条の18関係)

釜石鶴住居復興スタジアム使用料

1 グラウンド使用料(1時間につき)

区分	メイングラウンド				サブグラウンド			
	全面		1/2面		全面		1/2面	
	一般	高校生 以下	一般	高校生 以下	一般	高校生 以下	一般	高校生 以下
入場料等を徴収しない場合	12,320円	6,150円	6,150円	3,070円	400円	200円	200円	100円
入場料等を徴収する場合	49,360円	24,670円	24,670円	12,320円	1,600円	800円	800円	400円

2 付属設備使用料(1時間につき)

区分	放送機器	電光掲示板
----	------	-------

入場料等を徴収しない場合	300円	300円
入場料等を徴収する場合	1,230円	1,230円

3 諸室使用料(1時間につき)

区分	会議室	医務室	ロッカールーム	木質諸室
			(1室につき)	(1室につき)
入場料等を徴収しない場合	610円	610円	760円	610円
入場料等を徴収する場合	2,460円	2,460円	3,070円	2,460円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 9時(土・日・祝日については8時)より前又は21時より後に使用する場合は、各区分の使用料に使用した時間数を乗じて得た額とする。
- 3 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類する料金をいう。

釜石市改良住宅管理条例(平成9年釜石市条例第21号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地区施設 法第2条第7項及び住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「政令」という。)第2条に規定する児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業所、保育所_____、授産所、隣保館及び管理事務所をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(改良住宅の用途廃止による他の改良住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第23条 市長は、改良住宅の用途の廃止による改良住宅の除却に伴い当該改良住宅の入居者を他の改良住宅に入居させる場合において、新たに入居する改良住宅の家賃が従前の改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条又は第35条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地区施設 法第2条第7項及び住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「政令」という。)第2条に規定する児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業所、保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>、授産所、隣保館及び管理事務所をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(改良住宅の用途廃止による他の改良住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第23条 市長は、改良住宅の用途の廃止による改良住宅の除却に伴い当該改良住宅の入居者を他の改良住宅に入居させる場合において、新たに入居する改良住宅の家賃が従前の改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条又は第35条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

議案第64号関係

釜石市コミュニティ住宅管理条例(平成9年釜石市条例第22号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) コミュニティ住宅監理員 要綱第19第1項及び改良住宅等管理要綱(昭和54年建設省住整第6号)第13の規定により市長が任命する者をいう。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(割増賃料)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の割増賃料の額は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法第13条第3項に規定する月割額(家賃が当該月割額を超えている場合は、当該家賃の額)に次表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額とする。</p>			<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) コミュニティ住宅監理員 要綱第19第1項及び改良住宅等管理要領(昭和54年建設省住整第6号)第14の規定により市長が任命する者をいう。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(割増賃料)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の割増賃料の額は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法第13条第3項に規定する月割額(家賃が当該月割額を超えている場合は、当該家賃の額)に次表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額とする。</p>		
区分	入居者の収入	倍率	区分	入居者の収入	倍率
第26条第1項第1号に掲げる場合に該当する場合	178,000円を超え200,000円以下の場合	0.2	前条第1項第1号に掲げる場合に該当する場合	178,000円を超え200,000円以下の場合	0.2
	200,000円を超え250,000円以下の場合	0.4		200,000円を超え250,000円以下の場合	0.4

	円以下の場合	
	250,000円を超え300,000円以下の場合	0.6
	300,000円を超え350,000円以下の場合	0.8
	350,000円を超え397,000円以下の場合	1.0
	397,000円を超える場合	1.2
第26条第1項第2号に掲げる場合に該当する場合	137,000円を超え200,000円以下の場合	0.2
	200,000円を超え250,000円以下の場合	0.4
	250,000円を超え300,000円以下の場合	0.6
	300,000円を超え350,000円以下の場合	0.8
	350,000円を超え397,000円以下の場合	1.0
	397,000円を超える場合	1.2

3 (略)

	円以下の場合	
	250,000円を超え300,000円以下の場合	0.6
	300,000円を超え350,000円以下の場合	0.8
	350,000円を超え397,000円以下の場合	1.0
	397,000円を超える場合	1.2
前条第1項第2号に掲げる場合に該当する場合	137,000円を超え200,000円以下の場合	0.2
	200,000円を超え250,000円以下の場合	0.4
	250,000円を超え300,000円以下の場合	0.6
	300,000円を超え350,000円以下の場合	0.8
	350,000円を超え397,000円以下の場合	1.0
	397,000円を超える場合	1.2

3 (略)

議案第64号関係

釜石市営住宅条例(平成9年釜石市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、炭鉱離職者又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者(現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。)若しくは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てした市営住宅に優先的に入居させることができる。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は省令第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、炭鉱離職者又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者(現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。)若しくは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律_____第1条第2項に規定する被害者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てした市営住宅に優先的に入居させることができる。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は省令第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(事業報告書の提出)

第74条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(事業報告書の提出)

第74条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法_____第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)